

大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の運用について

【市長が認める耐震性を有する事項】

大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第5条第2項第1号に定める『耐震強度向上』について、建築基準法施行令（以下「令」という）第46条第4項に基づく地震力に対する必要壁量 1.5 倍以上の上乗せ補助を受ける場合は、下記の資料の添付を要する。

【添付書類】

- 筋違計算図書（令 46 条 4 項）
- 接合補強検討図（令 47 条 1 項）
- 2面以上の軸組図（令 43 条 1 項）
- 平面図（令 43 条 5 項）
- 立面図
- 求積図
- 配置図
- その他市長が必要と認める書類

上記の建築基準法施行令第46条第4項に基づく地震力に対する必要壁量 1.5 倍以上の耐震強度向上における上乗せ補助を受ける場合に、建築確認申請については、大田原市で受け付けることとし、市による中間現地検査を実施する。

市建築主事の建築確認済証でなければならない理由については、以下のとおり。

【理由】

地震力に対する必要壁量 1.5 倍以上の耐震強度向上における上乗せ補助を受ける場合には、壁量や継ぎ手等に係る確認申請で求める以外の追加資料が必要で、かつ図面と現場の整合が取れているかどうかを確認するため、中間現場検査を実施する。

よって、建築確認申請から中間、完了まで一貫して審査することが重要で、併せて耐震壁関係のみの審査であることから、中間現場検査として手数料を徴収せず、壁量 1.5 倍以上の耐震強度向上上乗せ補助申請に限り、市建築主事の建築確認済証とすることで、補助割増しの要件を担保する。

都市計画区域外において、法第6条第1項第4号については、確認申請が不要であることから（土砂法レッドゾーンを除く）工事届（法第15条）を届け出る前に、同様の資料を提出し、補助要綱の審査を受けることとする。

大田原市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱第5条第2項第1号に定める『耐震強度向上』について、「これと同等の耐震性を有すると市長が認める場合」に以下の2点を定める。

【ケース1】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に基づく長期優良住宅の『認定』及び建設住宅性能評価を受ける場合には、市（特定行政庁）が構造耐力上（割増し1.25や1.5）の審査（チェック）をすることができることから、民間指定確認検査機関で建築確認済証の交付をしても支障ない。また、性能評価申請を受けた検査機関が現場を確認することから市による中間現地検査も省略できる。

【注意】

適合証のみの添付（住宅性能評価証添付なし）で長期優良住宅の認定申請をする場合は（民間機関の中間検査がないため）市の『中間現地検査』が必要となる。

※補助金実績報告の際は、長期優良住宅認定における『工事完了報告書』及び『検査済証の写し』が提出されているかどうかを確認する。

【ケース2】

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価」においても、長期優良住宅認定と同様の基準（評価）であれば、「同等の耐震性を有する」と取り扱うこととする。

【基準】 構造の安定・・・耐震等級2以上（1.25以上）

建設住宅性能評価証の取得による耐震性向上上乗せ補助を申請する場合には、市の審査はないが、民間指定確認機関の審査がなされていることから、建築確認済証の交付については、民間指定確認検査機関でも可とする。また、市による中間現地検査も省略する。

※補助金の実績報告の際は、『建設住宅性能評価証の写し』を添付を要する。